



令和8年度古賀市職員採用試験 (第一回)募集要項

申込み締切 4/13(月)



○試験区分及び受験資格

試験区分	採用予定人数	仕事の内容	受験資格
一般事務A (社会人経験者等)	6名程度	一般行政事務(技術事務含む)に従事します。	平成7年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人
一般事務B (大卒程度)	6名程度	一般行政事務(技術事務含む)に従事します。	平成14年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人

※採用予定人数は変更になる場合があります。

○試験日程及び科目

試験	一次試験	二次試験	三次試験
日程	3月13日(金) ～ 4月13日(月)	5月15日(金) ～ 6月7日(日)	一般事務A:6月21日(日) 一般事務B:7月12日(日)
試験科目	エントリーフォーム 録画面接	適性検査	個人面接
試験内容	【エントリーフォーム】 設問に自由記述で回答するもの 意欲、経験、能力等について問う試験 【録画面接】 主に人物、知識等について録画された動画による試験	SPI3による能力検査及び性格検査	主に人物、知識等についての個別面接による試験
試験会場	—	SPIテストセンター (福岡市中央区天神三丁目会場など 全国の指定会場)	古賀市役所
合格発表	5月14日(木)	6月12日(金)	一般事務A:6月26日(金) 一般事務B:7月15日(水)
	結果は古賀市公式ホームページ及び古賀市役所前掲示板で発表します。 また、職員募集サイト(パブリックコネクト)から結果を案内します。 ※三次試験の合格者には文書で通知します。 ※電話での可否の問合せにはお答えいたしません。		

(注1)試験はすべて日本語による出題・質問で行います。

(注2)二次試験の可否判定には、一次試験の得点を加味します。

(注3)身体の障がい等の理由により受験に際して配慮が必要な方は、申込時にその旨をご記載ください。

(注4)SPI3とは、株式会社リクルートマネジメントソリューションズが運営する能力検査及び性格検査です。能力検査では、言語的理解、数量的処理、論理的思考等を検査します。

○申込方法について

申込は職員募集サイト「パブリックコネクト」において受け付けます。
URL: <https://public-connect.jp/employer/2280>
※受験区分により申込ページが異なるため、ご注意ください。



◆一次試験について

エントリーフォーム	パブリックコネクトからの申込時に各種質問事項に回答してください。
録画面接	テーマを確認し、動画(90秒程度)を撮影いただき、フォームに添付してください。 ※エントリーフォームを開くと、そのまま動画を撮影しないとイケないわけではありません。動画撮影後、期間内に申込してください。

◆二次試験について

SPI3	一次試験合格者には、合格発表とあわせて、二次試験(SPI3)受験案内のご連絡をします。連絡はパブリックコネクトから行います。メールの指示に従い、パソコン又はスマートフォンで「性格検査」を受験した後、都合の良い日時及びテストセンター会場を予約して「能力検査」を受験してください。(「能力検査」の受験予約は、「性格検査」が完了するまで確定されませんので、早めに「性格検査」を受験の上、「能力検査」の受験予約を行ってください。) 案内が届かない場合は、人事秘書課人事係にお問い合わせください。
------	--

○申込み期間

【申込み期間】 3月13日(金) 10時00分 ~ 4月13日(月)13時00分

【備考】 一次試験はエントリーフォームの記載事項及び録画面接動画による選考試験となります。そのため、採用試験の申込期間が、一次試験の期間ということになります。

注意事項	<ul style="list-style-type: none">・同一年度内に複数の試験区分を受験することはできません。・通信障害等によるトラブルについては一切責任を負いませんので、余裕をもってお申込みください。・古賀市からの連絡は基本的にパブリックコネクトから行います。パブリックコネクトのメッセージを必ず確認してください。・急ぎの確認事項等ある場合は、お電話させていただく場合がありますので、ご了承ください。・記載された個人情報は、採用試験及び採用に関する事務以外の目的には使用しません。
------	--

○備考

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の各号に該当する人は受験できません。

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

イ 古賀市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

○国籍は問いません。なお、日本国籍を有しない人の受験資格等については次のとおりです。

ア 受験資格・・・次のいずれかに該当する人

①出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)に定められている永住者

②日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定められている特別永住者

イ 採用後の担当業務等

公権力の行使に該当する業務に従事する職、又は公の意思の形成への参画に携わる職以外の職に任用されます。

※公権力の行使に該当する業務とは

①市民の権利又は自由を一方向的に規制することとなる業務

②市民に義務又は負担を一方向的に課することとなる業務

③市民に対し強制力をもって執行する業務

(例)市税の賦課・督促・滞納処分、生活保護の決定、都市計画等の決定及び立入調査等

※公の意思の形成への参画に携わる職とは

本市の「事案決裁規程」等に定める決裁の権限を有する職(ライン職)で課長職以上の職及び市の基本施策にかかわる企画・人事・財政運営など施策的判断の決定に携わる職が該当します。

○合格から採用まで

最終合格者は採用候補者名簿に登載(有効期限は、発表の日から1年)され、必要に応じ任命権者が採用します。(6か月間は条件付採用。)今回の募集は、令和9年4月1日採用の予定です。新卒者以外の合格者については、意思確認の上、早期に採用を行う場合があります。

○採用後の待遇・勤務条件

(1)給与

○初任給の目安(令和8年4月現在。地域手当8%含む。)

高卒程度:223,200円程度
短大卒 :236,900円程度
大学卒 :250,500円程度
大学院卒:261,300円程度

※上記金額を基準とし、職歴や他の職員との均衡を考慮した上、一定の基準により算定した給料月額が支給されます。

※このほかに扶養手当、通勤手当、住居手当等がそれぞれ条件に応じて支給されます。

○期末勤勉手当

年2回(6月・12月)

○昇給

年1回

(2)勤務時間、休日、休暇

○勤務時間

8時30分～17時00分(途中45分の休憩時間)

※一部部署において、異なる場合があります。

○休日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始

※一部部署において、異なる場合があります。

○休暇

年次有給休暇:1年間に20日(毎年1月1日に付与、4月採用者には15日が付与)

特別休暇:夏季休暇(夏季の期間に5日間)、結婚休暇など有。

(3)住居手当の特例

住居手当の支給条件を満たし、新たに市内の賃貸住宅に居住する職員に対して、5年に限り、従来の住居手当の1.5倍の額を支給しています。採用時に市内居住の場合、採用月から特例を受けられます。なお、居住地の判断はあくまで任意であり、市内居住の可否により不利益が生じることはありません。

※支給上限額

(通常) 28,000円/月

(特例) 42,000円/月

○試験結果の開示

試験結果については、個人情報の保護に関する法律に基づき受験者本人が開示請求をすることができません。開示請求をする場合は、受験番号等の確認に必要なため、受験票を提示してください。

※開示請求手続に沿って開示しますので、即日の開示はできません。

(開示請求受付:古賀市役所総務課 ※マイナンバーカードなど、本人確認書類が必要です。)

○注意事項

天候悪化等に伴い試験実施が危惧される場合は、試験当日の午前7時30分までにパブリックコネクトからご連絡します。なお、試験は、原則、日程を延期して実施します。(予定どおり実施する場合は連絡しません。また、電話での問合せは受け付けません。)

< お 問 合 せ >

古賀市役所 人事秘書課 人事係 (窓口受付 9時00分から16時00分 ※土日祝日除く)

〒811-3192 古賀市駅東一丁目1番1号

[TEL] 092-942-1121(直通) / [MAIL] jinji@city.koga.fukuoka.jp

[古賀市公式ホームページ] <https://www.city.koga.fukuoka.jp/>



市民と市職員が一体となり、まちづくりを積極的に進めていくため、職員の市内居住を奨励しています。